



嘉手納町告示第 96 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項及び第 3 項の規定により特定子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第 58 条の 11 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 16 日

嘉手納町長 當山 宏

1 一時預かり事業

特定子ども・子育て支援施設提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認年月日	子ども・子育て支援施設等の種類
	名称	所在地		
嘉手納町	さんさん保育所	沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜 3 7 3 番地	令和 6 年 4 月 1 日	保育所

2 病児保育事業

特定子ども・子育て支援施設提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認年月日	子ども・子育て支援施設等の種類
	名称	所在地		
社会福祉法人あいくる福祉会	アイビス嘉手納保育園	沖縄県中頭郡嘉手納町屋良 6 8 9 番 5	令和 7 年 9 月 8 日	保育所

3 一時預かり事業（確認の取り消し）

特定子ども・子育て支援施設提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認年月日	子ども・子育て支援施設等の種類
	名称	所在地		
嘉手納町	第二保育所	沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 1 4 7 番地	令和 6 年 3 月 3 1 日	保育所